

○岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）及び岐阜県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年岐阜県条例第三十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第二条 法第十条第一項の申請書は、別記第一号様式によるものとする。

(公表及び縦覧)

第三条 法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公表は、県が開設するインターネットのホームページに掲載して行う。

2 法第十条第二項に規定する所轄庁が指定する場所は、岐阜県庁環境生活部県民生活課内とする。

(設立登記の届出)

第四条 法第十三条第二項の規定による届出は、別記第二号様式によるものとする。

(役員の変更等の届出)

第五条 法第二十三条第一項の規定による届出は、別記第三号様式によるものとする。

(定款の変更の認証申請)

第六条 法第二十五条第四項の申請書は、別記第四号様式によるものとする。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第七条 法第二十五条第六項の規定による届出は、別記第五号様式によるものとする。

(定款の変更の登記完了の提出)

第八条 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、別記第六号様式によるものとする。ただし、前条の規定による届出と同時に登記事項証明書を提出する場合にあっては、この限りでない。

(事業報告書等の提出)

第九条 法第二十九条の事業報告書等の提出は、別記第七号様式によるものとする。

(事業報告書等の閲覧)

第十条 条例第七条の規則で定める場所は、岐阜県庁環境生活部県民生活課内とする。

(成功の不能による解散の認定の申請)

第十一条 法第三十一条第二項の認定の申請は、別記第八号様式によるものとする。

(解散の届出等)

第十二条 法第三十一条第四項の規定による届出は、別記第九号様式によるものとする。

2 法第三十一条の八の規定による届出は、別記第十号様式によるものとする。

(残余財産の譲渡の認証)

第十三条 法第三十二条第二項に規定する認証の申請は、別記第十一号様式によるものとする。

(清算終了の届出)

第十四条 法第三十二条の三の規定による届出は、別記第十二号様式によるものとする。

(合併の認証申請)

第十五条 法第三十四条第四項の申請書は、別記第十三号様式によるものとする。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第十六条 法第三十五条第一項の貸借対照表及び財産目録は、合併する各特定非営利活動法人について作成し、同条第二項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置くものとする。

(合併登記の届出)

第十七条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の届出書は、別記第十四号様式によるものとする。

(検査の際の身分証明書)

第十八条 法第四十一条第三項（法第六十四条第七項において準用する場合を含む。）の証明書は、別記第十五号様式によるものとする。

(認定の申請書)

第十九条 法第四十四条第二項の申請書は、別記第十六号様式によるものとする。

(認定の有効期間の更新申請)

第二十条 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、別記第十七号様式によるものとする。

(知事が所轄するもの以外の認定特定非営利活動法人の書類の提出)

第二十一条 第五条及び第七条から第九条までの規定は、法第五十二条第一項の規定により県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人であつて知事が所轄するもの以外のものが知事に届け出、又は書類を提出する場合について準用する。

2 条例第十条の規則で定める書面は、別記第十八号様式とする。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名変更の届出)

第二十二条 法第五十三条第一項の規定による届出は、別記第三号様式によるものとする。

(役員報酬規程等の提出)

第二十三条 条例第十一条第二項の規則で定める書面は、別記第十九号様式とする。

(助成金支給書類の提出)

第二十四条 条例第十二条第二項の規則で定める書面は、別記第二十号様式とする。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第二十五条 第十九条の規定は、法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の規定による特例認定の申請について準用する。

2 第二十一条第一項の規定は法第六十二条において準用する法第五十二条第一項の規定により法第二十三条、法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条の規定を読み替えて適用する場合について、第二十一条第二項の規定は条例第十四条において準用する条例第十条に規定する書類の提出について、第二十二条の規定は法第六十二条において準用する法第五十三条第一項の届出について、第二十三条の規定は条例第十四条において準用する条例第十一条第二項の書類の提出について、前条の規定は条例第十四条において準用する条例第十二条第二項の書類の提出について、それぞれ準用する。

(合併の認定の申請)

第二十六条 法第六十三条第一項又は第二項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、第十五条の申請書の提出に併せて、別記第二十一号様式による申請書を提出するものとする。

(書面の作成等における情報通信の技術を利用する方法)

第二十七条 条例第十五条第二項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

第二十八条 条例第十五条第二項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示することができ、及び書面を作成することができなければならない。

第二十九条 条例第十五条第二項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十一年四月一日規則第五十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年四月一日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年四月三十日規則第九十一号）

1 この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十六年十二月二十八日規則第百十一号）

1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十七年三月七日規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年四月一日規則第五十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年四月二十八日規則第百四十六号）

1 この規則は、平成十八年五月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十年十一月二十一日規則第七十四号）

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月二十七日規則第九号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日規則第十五号）

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成二十九年四月一日規則第三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

設 立 認 証 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者 住所又は居所

氏 名 印

〔法人にあっては、その主たる事務所
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証を申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 定款 2部
- (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2部
- (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1部
- (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（申請の日前6月以内に作成されたもの） 1部
- (5) 上記(4)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (6) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面 1部
- (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (8) 設立趣旨書 2部
- (9) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本 1部
- (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

設 立 登 記 完 了 届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 設立の認証に係る定款
- (2) 設立当初の財産目録
- (3) 設立の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

役員の変更等届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	氏名	住所又は居所

- 備考
- 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載するとともに、補欠又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任された場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
 - 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。
 - 改姓又は改名の場合は、旧姓又は旧名を「氏名」の欄に括弧を付して併記すること。
 - 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。
 - 変更後の役員名簿を添付すること。
 - 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
 - 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
 - 当該役員の住所又は居所を証する書面（届出の日前6月以内に作成されたもの）
 - 上記(2)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文
 - 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

定 款 変 更 認 証 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、定款の変更の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

新	旧

2 変更しようとする日

3 変更の理由

備考 1 次の書類を添付すること。

- (1) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本 1部
- (2) 変更後の定款 3部
- (3) 当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。） 2部

2 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、備考1に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。

- (1) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2部
- (2) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間

は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録) 1部

3 法第52条第3項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、上記1及び2に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

(1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人を除く。)、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し

(2) 認定又は特例認定の通知書の写し

(3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

ロ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる事項を記載した書類

(イ) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

(ロ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(ハ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

a 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

b 役員等との取引

(ニ) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

(ホ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(ヘ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(ト) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

ハ 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

(4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し

定 款 変 更 届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容

新	旧

2 変更した日

3 変更の理由

- 備考 1 議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、変更後の定款を1部添付すること。）。
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

年 月 日

定款の変更の登記完了提出書

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

- 備考
- 1 登記事項証明書1部及びその写し1部を添付すること（ただし、法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合は、写しの添付を要しない。）。
 - 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

事業報告書等提出書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、前事業年度の事業報告書等を提出します。

備考 1 次の書類を各2部添付すること。

- (1) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書
 - (2) 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - (3) 前事業年度の社員のうち10人以上の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面
- 2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

解 散 認 定 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を申請します。

記

- 1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯
- 2 残余財産の処分方法

備考 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面を添付すること。

解 散 届 出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

印

電話番号

特定非営利活動促進法第31条第1項第[]号に掲げる事由により特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

- 1 解散の理由
- 2 残余財産の処分方法

備考 1 []の部分には、解散事由の区分に応じ、1（社員総会の決議）、2（定款で定めた解散事由の発生）、4（社員の欠亡）又は6（破産手続開始の決定）を記入すること。
2 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

清算人 就任 届出 書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

印

電話番号

清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

- 1 就任した清算人の氏名及び住所又は居所
- 2 清算人が就任した年月日

備考 就任した清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

残余財産譲渡認証申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

印

電話番号

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けた
いので、申請します。

記

残余財産の譲渡を受ける者	譲渡する残余財産

第12号様式（第14条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

清算結了届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

清算人 住所又は居所

氏名

印

電話番号

清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

備考 清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付すること。

合 併 認 証 申 請 書

年 月 日

岐阜県知事 様

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 印

主たる事務所の所在地

電話番号

合併しようとする特定非営利活動法人の名称

代表者氏名 印

主たる事務所の所在地

電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の合併の認証を申請します。

記

- 1 合併後存続する（合併により設立する）特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本 1部
- (2) 定款 2部
- (3) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。） 2部
- (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本 1部
- (5) 各役員の住所又は居所を証する書面（申請の日前6月以内に作成されたもの） 1部
- (6) 上記(5)の書面が外国語で作成されているときは、その訳文 1部
- (7) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載した書面 1部
- (8) 法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面 1部
- (9) 合併趣旨書 2部
- (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書 2部

合併登記完了届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

印

電話番号

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、届け出ます。

備考 次の書類を添付すること。

- (1) 合併の認証に係る定款
- (2) 合併当初の財産目録
- (3) 合併の登記をしたことを証する登記事項証明書及びその写し

第 号

所 属
職 名
氏 名

特定非営利活動促進法第41条第3項(同法第64条第7項において準用する場合を含む。)の規定による職員の証

年 月 日交付

岐阜県知事

印

(裏面)

<p>特定非営利活動促進法(抜粋) (報告及び検査)</p> <p>第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>(報告及び検査)</p> <p>第 64 条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>(略)</p> <p>7 第 41 条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。</p>
--	---

認定特定非営利活動法人としての認定又は特例認定特定
非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書

年 月 日 岐阜県知事 様	主たる事務所の 所在地	〒 電話（ ） — FAX（ ） —	
	(フリガナ)		
	法人の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	⑩	
	設立年月日	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準 <input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人
	事業年度	月 日～ 月 日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有 ・ 無 (自 年 月 日 至 年 月 日)	
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有 ・ 無 (年 月 日)	
	認定取消の有無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)	
特例認定取消の有無 (取 消 日)	有 ・ 無 (年 月 日)		
特定非営利活動促進法 第44条第1項の認定 第58条第1項の特例認定 を受けたいので申請します。			
(現に行っている事業の概要)			
上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職	
〒 電話（ ） — FAX（ ） —			

(注意事項)

- 申請書は、申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ提出することができません。また、過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ申請書を提出することができません。
- 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人については、再度、特例認定を受けることができません。
- 申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間が実績判定期間となります。
- 申請書には「認定（特例認定）申請時の添付書類一覧表（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。
- 「事務所の責任者」とはその事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。

(注意事項)

- 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- 申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください（既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。）。
- 「事務所の責任者」とはその事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。

第18号様式（第21条、第25条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）
の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	従たる事務所の所在地	〒 電話（ ） —
岐阜県知事 様	(フリガナ) 法人の名称	
	(フリガナ) 代表者の氏名	⑩
	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第 52 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

定款変更の認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員総会の議事録の謄本 ・ 変更後の定款 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

（注意事項）

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）
の役員報酬規程等提出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)	電話 ()	—
	法人の名称	FAX ()	—
	(フリガナ)		
岐阜県知事 様	代表者の氏名		⑨
	認定（特例認定）の有効期間	事業年度	
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第 55 条第 1 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類)		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項		(3) 法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨及び法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引		認定基準チェック表（第 3 表） ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員 の 状 況」第 3 表付表 1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第 3 表付表 2	
④ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		認定基準チェック表（第 4 表）（初葉） 認定基準チェック表（第 5 表） 認定基準チェック表（第 7 表） 欠格事由チェック表	

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出する必要があります。

第20号様式（第24条、第25条関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦型）

認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）

が助成金の支給を行った場合の実績の提出書

年 月 日	主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)	電話 () -	
	法人の名称		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	(印)	
岐阜県知事 様	認定（特例認定）年月日	年	月 日
	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日	至 年 月 日

助成金の支給を行ったので、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（同法第 62 条において準用する場合を含む。）に規定する助成の実績を以下のとおり提出します。

支 給 日	支 給 対 象 者	支給金額	助成対象の事業等
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	
年 月 日		円	

「認定特定非営利活動法人（特例認定特定非営利活動法人）が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

この提出書は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第 55 条第 2 項（法第 62 条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。

「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

特定非営利活動促進法第63条第1項又は第2項の合併の認定を受けるための申請書

年 月 日 岐阜県知事 様	主たる事務所の所在地	〒		
	(フリガナ)			
	法人の名称			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名	Ⓜ		
	認定（特例認定） 年 月 日	年 月 日	パブリックサポートテスト要件	
	認定（特例認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
事業年度	月 日～ 月 日	<input type="checkbox"/> 法第63条第2項申請		

特定非営利活動促進法第63条 第1項
第2項 の合併の認定を受けたいので申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —	
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —	
(その他の参考事項)		

(注意事項)

- ・ この申請書は、特定非営利活動促進法第 63 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第 2 項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第 34 条第 3 項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- ・ 申請本文の $\left(\begin{array}{l} \text{第 1 項} \\ \text{第 2 項} \end{array} \right)$ は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- ・ この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前 2 年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- ・ 合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の変更などを予定されている場合には、その旨を「その他の参考事項」欄に記載してください。
- ・ 申請書には「合併の認定申請書の添付書類一覧表（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。